



ストップ野焼き!

ゴミの野外焼却は禁止されています



適切な焼却施設以外でゴミを燃やすことを「野焼き」といいます。具体的な例は次のとおりです。

- ・庭、空き地などで、ドラム缶や地面でゴミを焼く。
- ・ブロックなどで囲んだ場所でゴミを焼く。
- ・基準に適合しない焼却炉（一般的に購入可能な焼却炉）でゴミを焼く。

原則として、下記の「**焼却禁止の例外**」を除き、**野焼き行為は法律で禁止されています**。これに違反して野焼きを行うと、5年以下の懲役、又は1000万円以下の罰金に科せられることがあります。

このようなごみの焼却はできません!



野焼きの禁止は例外もあり、また、これに該当する焼却であっても、近隣への迷惑になる場合は、行政指導の対象になることがあります。



次にあげるもので、**公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない、又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である場合**

- ①農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却
- ②たき火その他日常生活を営む上で通常行われる焼却であって軽微なもの

(例)
焼き畑、あぜの草及び下枝の焼却
魚網にかかった魚介類の焼却など
落ち葉焚き、キャンプファイヤー

お問い合わせ 環境保全課 ☎985-7126



コミュニティ助成事業とは…

(財)自治総合センターでは、全国自治宝くじの社会貢献広報事業として、地域住民の行うコミュニティ活動を推進し、その健全な発展と住民福祉の向上を図るとともに、宝くじの社会貢献広報に資するため、「コミュニティ助成事業」を実施しています。



久米島町では令和3年度、この事業を活用して字宇江城、字上阿嘉、字真謝、字宇根、字謝名堂、字比嘉、字イーフ、字真我里、字嘉手苺、字仲泊、字西銘、字久間地、字仲村渠、字北原において地域の清掃活動の効率化、作業の安全性向上を目的にU字溝フタ上げ機の整備を行いました。

各字では本事業で整備された設備を活用して、今後も地域コミュニティの維持と強化を図ります。

お問い合わせ 建設課 ☎985-7125